

聖籠町告示第43号

聖籠町地域ケア会議設置要綱を次のように定める。

平成29年4月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町地域ケア会議設置要綱

聖籠町地域ケア会議設置運営要綱（平成13年告示第68号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制を構築するため、聖籠町地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置する。

（地域ケア会議）

第2条 地域ケア会議の種別は、次のとおりとする。

（1） 地域ケア個別会議

（2） 地域ケア推進会議

（地域ケア個別会議）

第3条 地域ケア個別会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働して高齢者の支援内容を検討し、個別課題の解決を支援することにより、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援するものとする。

2 地域ケア個別会議は、町又は地域包括支援センターが主催する。

（地域ケア推進会議）

第4条 地域ケア推進会議は、地域包括ケア体制の整備を推進するため、地域ケア個別会議で把握された課題の総合調整を行うとともに、生活支援・介護予防サービスの情報共有及び総合調整を行うものとする。

2 地域ケア推進会議は、町が主催する。

(構成)

第5条 地域ケア会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町の職員
- (2) 地域包括支援センターの職員
- (3) 医療に従事する者
- (4) 聖籠町社会福祉協議会の職員
- (5) 指定居宅サービス事業者
- (6) 指定居宅介護支援事業者
- (7) 民生委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第7条 地域ケア会議は、その会議の内容を勘案して、第5条に規定する委員のうち必要な者を当該会議の主催者が招集し、必要に応じて随時開催するものとする。

(守秘義務)

第8条 地域ケア会議の委員は、会議に出席する上で、知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第9条 地域ケア会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、地域ケア会議の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

2 施行日から2年を経過するまでの間に委嘱される委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。